



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4262 号 2018.3.16 発行

強制不妊手術 全国調査へ 政府・与党、方針転換 毎日新聞 2018年3月15日

旧優生保護法（1948～96年）下で障害者らへの強制的な不妊手術が行われていた問題で、政府・与党は全国的な被害の実態調査をする方針を決めた。自民、公明両党は救済策を協議するワーキングチーム（WT）の初会合を今月下旬に開き、国に調査実施を求める構え。厚生労働省はこれまで「当時は合法だった」として実態把握をしてこなかったが、被害救済を求める自治体の要望などを受けて方針を転換する。

厚労省は手術を受けた人について、統計の件数しか把握していないとしている。96年の法改正以降、国連の委員会などが調査や補償を勧告してきたが、国は対策を取ってこなかった。

しかし今年1月、15歳の時に手術を強制された宮城県の60代女性が国に賠償を求めて仙台地裁に提訴すると、国会内で被害救済が必要だとする声が高まり、超党派の議員連盟も発足。強制手術が最も多かったとされる北海道は2月、自治体だけでの調査には限界があるとして、厚労省に実態把握を急ぐよう要請した。

与党WTの初会合は、宮城の訴訟の第1回口頭弁論がある3月28日の直前に開く予定で、メンバーの一人は「実態調査が欠かせず、初会合で実施を求めたい」と話す。厚労省は都道府県に要請し、手術記録や、強制手術の可否を決める審査会の記録などの保管状況を調べるとみられる。

ただ、毎日新聞の調査（3日現在）では22都府県が「資料が現存しない」としており、どこまで掘り起こしが進むかは不透明だ。【阿部亮介】

【ことば】旧優生保護法

「不良な子孫の出生防止」を目的に、知的障害や精神疾患、遺伝性の病気などがある人の不妊手術や中絶を認めた法律。1948年に施行され、96年に母体保護法に改められた。この間に卵管や精管を縛るなどの不妊手術は約2万5000件実施され、うち強制的な手術は少なくとも1万6475件に上るとされる。

意思決定支援 16人開始...やまゆり再建 読売新聞 2018年03月15日 新年度、新たに60人

殺傷事件が起きた相模原市緑区の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」の再建を巡り、県などは、入所者に自らの意思で居住先を選んでもらうための「意思決定支援」を始めた。一部の入所者については、外部の専門家も参加する「意思決定支援検討会議」も開催している。

14日の県議会で県が明らかにした。県によると、厚生労働省が昨年作成した指針に基づいて意思決定支援を行うのは全国初という。

県は昨年10月に発表した園の再生基本構想で、相談支援専門員のほか、園や県、市町村の担当者による「意思決定支援チーム」を130人の入所者それぞれにつくり、本人や家族、専門家が今後の暮らし方を検討していく枠組みを示している。

このうち16人については、各チームが昨年9月から本人や家族への意向調査に着手し、このうち10人のチームは昨年12月から順次、検討会議を開催している。残り6人についても近く会議を開く予定という。

県によると、16人の居住先はまだ決まっていない。意思を示すことが困難な入所者に対しては、特に慎重に検討を重ねる方針で、4月以降も会議を続ける。

2018年度には新たに入所者60人への支援を開始する。県は今回の取り組みをモデルケースとし、19年度以降は県内の別の施設でも始める考えだ。

8歳児水死で書類送検＝障害者施設職員ら業過容疑＝大阪府警

時事通信 2018年3月15日

適切な安全管理を怠り、入浴中の男児＝当時（8）＝が水死する事故を起こしたとして、大阪府警捜査1課は15日、業務上過失致死の疑いで、同府太子町の障害者支援施設「四天王寺太子学園」の男性施設長（57）といずれも40代の男性職員2人を書類送検した。3人とも容疑を認めているという。

送検容疑は昨年6月14日、不十分な態勢で入浴介助を行った結果、溺れた男児に気付くのが遅れ、男児を翌日、搬送先病院で死亡させた疑い。

同課によると、事故当時は入所者26人の入浴介助を職員2人で担当。マニュアルでは1人は事故防止のため浴槽内を監視することになっていたが、2人とも入所者の体を洗っており、3分ほど目を離した間に男児が溺れたという。

同課が複数の同種施設に確認したところ、一度の入浴人数は平均6人程度で、同学園が十分な態勢を取っていなかったと判断した。

同学園は取材に、事故を謝罪した上で、「同時に入浴する人数を減らし、監視職員を置く再発防止策を取った」とした。

身体障害認定 進行性疾患の早期認定、厚労省が通知 「障害者手帳」あれば... 小児がん、遺族らの訴え実る /東京

毎日新聞 2018年3月15日

厚生労働省が身体障害の認定を巡り、急速に進行する疾病による障害を早期に認定するよう求める通知を全国の自治体に出した。背景には、四肢がまひするなどの障害があったにもかかわらず身体障害認定されないまま亡くなった、小児がんの子どもたちの存在がある。遺族たちが改善を訴え、通知に至った。【宇多川はるか】

発症5カ月で死亡「すぐじゃないと間に合わない」

身体障害認定は、医師の診断書などの必要書類をそろえて自治体に申請し、審査を経た後に身体障害者手帳の交付を受けるという流れ。認定基準は、身体障害者福祉法に基づいて種別ごとに国が定めるが、いずれも「一定以上で永続すること」を要件としている。

「一定以上の永続」は、自治体や医療機関では「症状固定」「障害固定」などと言われることがあり、障害が数カ月間変わらずに続くことを「固定」とみなす自治体もある。そのため、進行性で症状が変動する疾病による障害は、「永続性」に当てはまらないと判断され、障害があっても障害者手帳を受け取れない問題があった。

そこで、厚労省は通知で、「『永続する』障害とは、その障害が将来回復する可能性が極めて少ないものであれば足りる」「将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではない」と説明。必ずしも同じ症状のまま時間をおく必要はなく、「急速に進行する疾病による障害がある人が、速やかに手帳を受け取れるよう配慮を」と求めた。

厚労省に対応を求めてきたのは、悪性脳腫瘍「小児脳幹部グリオーマ（略称DIPG）」で子どもを失った遺族たちだ。DIPGは根本的な治療法が確立されておらず、顔面や手足のまひ、のみ込む際の障害などの症状が表れる。進行は早く、発症から1年以内の死亡率は50%とも言われる。

武蔵野市の西垣七歩さんは、4歳だった2012年3月にDIPGを発症。すぐに足がふらつき1人では真っすぐ歩けなくなり、右手と右の顔面神経がまひ、右耳の聴覚もなくなった。

5月に母一葉さん(44)が在宅介護で必要になる車椅子の使用について市に問い合わせたところ、まず身体障害認定を受けるよう勧められた。さらに「認定を受けるには6カ月は障害が固定していないといけない」との説明を受けたため、身体障害認定の申請をあきらめたという。

その後、七歩さんの容体は急速に悪化。公共交通機関の運賃割引などの支援のほか、身体障害者手帳があればスムーズだった自宅での介護サービスを受けられないまま、同年9月に5歳で亡くなった。

身体障害認定を巡り、DIPGの患者会には、七歩さんと同様に自治体窓口や医師に「まひ固定数カ月後に申請を」などと言われて申請を断念したとの声が、他にも数件寄せられている。一葉さんは七歩さんの闘病経験から、「数カ月も障害の固定を確認しているようでは、支援が間に合わない子どもも多い」と訴えてきた。

同じくDIPGで長女を失い、患者会で厚労省への署名活動などを続けてきた高木伸幸さん(46)＝相模原市＝は「重い障害があっても障害認定を受けられず、支援の谷間に落ちてしまっている現状がある」と指摘し、「今回の通知をきっかけに、自治体や医療機関に進行性の疾患と障害認定について理解を深めてもらい、全国で迅速な認定を進めてほしい」と話している。

7割が収益で賃金払えず＝障害者雇用事業所を調査－厚労省

時事通信 2018年3月14日

厚生労働省は14日、雇用契約を結んで障害者の就労支援を行う「就労継続支援A型事業所」の約7割が、事業収益だけでは障害者の賃金を支払えない状態になっていると発表した。賃金の不足分は国や自治体からの補助金を充てているケースが多く、事業所の厳しい経営実態が明らかになった。

厚労省は、全国の自治体を通じA型事業所の2016年度の経営状況を調査。経営実態が把握できた全国の事業所3036カ所のうち、71%の2157カ所で賃金が事業収益を上回り、経営改善計画の提出が必要としている。

障害者就労の在り方考えよう 倉敷で18日「A型サミット」

山陽新聞 2018年3月14日

倉敷市で障害者の就労継続支援A型事業所が経営破綻し、多数の障害者を一斉に解雇した問題を受け、NPO法人・就労継続支援A型事業所全国協議会(全Aネット、東京)は18日、同市本町の倉敷アイビースクエアで、障害者就労の在り方を考える「A型せとうちサミット in 倉敷」(山陽新聞社会事業団共催)を開く。

「障害者の経済学」などの著書がある慶応大の中島隆信教授が「経済学からのA型事業所」と題して基調講演する。中四国、関西地方の事業所経営者らによるシンポジウムもある。本紙連載「壁を越えて」取材班の久万真毅記者は、大量解雇の現場取材を通じて見えてきたA型事業の課題について話す。

午前10時半～午後4時半。定員300人で、あと100人程度の余裕がある。参加費は1000円。当日受け付けも可能。全Aネットのホームページから申込書を印刷し、ファクス(03-5577-6914)で申し込む。問い合わせは同サミット事務局(03-5577-6913)。

データ入力 障害者雇用創出へ 作業手順工夫し事業化 鹿沼「ミンナのみカタHD」

／栃木 毎日新聞 2018年3月15日
利用者の作業を笑顔で見守る兼子文晴社長（中央）＝鹿沼市で



情報化の進展に伴って生じているデータ入力作業の人手不足に着目し、障害者雇用を進める事業に、鹿沼市で就労継続支援A型事業所を運営する「ミンナのみカタHD」が乗り出す。全国からネット上で受発注を受け付け、障害者の得手不得手を熟知した同HDが作業手順を工夫することで、営業力や経験のない事業所も仕事を

を得られるようにする。一部A型事業所で経営悪化が問題になる中、注目を集めそうだ。

名刺情報のデジタル管理やアンケートの集計では、数千項目のデータの手入力が必要な場合がある

おかずクラブゆいP希望の福祉職は「合コン合宿所」 日刊スポーツ 2018年3月14日

「社会福祉ヒーローズ東京2018」に出席したおかずクラブのオカリナ（左）とゆいP（右）中央はベストオーディエンス賞を受賞した榎田啓さん（撮影・上岡豊）



おかずクラブのオカリナ（33）ゆいP（31）が14日、都内で「社会福祉ヒーローズ東京2018」にゲストとして登場した。

社会福祉関連のイベントということで、将来、希望する福祉職を質問されたゆいPは、過去に競輪選手のたまごとと合コンしたが、まったく盛り上がりなかったと告白。その上で「合コン合宿所」と答えた。「少子化対策になると思うんです。全校生徒600人くらい。そこで学校み

たいな生活を送る。仕事は1カ月間、休職してもらいます。その間、国からお金が出るとです。600人もいたら1組は絶対できますから。なんだったら理事長やりたい」と言って笑いを誘った。

一方、看護師経験のあるオカリナは「福祉という仕事がなくなって、みんなが当たり前になるんじゃないかな」と理想を語った。

イベントでは介護、保育、障害者支援などの現場で活躍している6人が学生ら若者に向けて社会福祉の役割や仕事についてプレゼンした。

「男性に興味」で予防措置 旧優生保護法下の不妊手術 中国新聞 2018年3月15日

「不良な子孫の出生防止」を目的とした旧優生保護法（1948～96年）を巡る問題で、知的障害者らが、「男性への興味」や「結婚の話がある」などの理由に基づき、本人同意のないまま予防的な対応として不妊手術の対象とされていたことが15日、共同通信が入手した都道府県現存の資料で分かった。優生思想を掲げた旧法の下、医師らの一方的な見解によって障害者らの人権が踏みにじられていた実態が浮き彫りになっている。

旧法は知的障害や精神疾患などがある人に関して、本人の同意がなくても医師が必要と判断すれば、都道府県に設置された優生保護審査会の審査を経て不妊手術の実施を認めていた。

広島県立文書館が個人名を伏せる形で公表した資料によると、1962年、15歳の少女を知的障害と診断し、医師が「男性に興味を感じずる様であり、妊娠の可能性が強い」との

理由で不妊手術を申請していた。健康診断書には「月経の始末も出来ない」と記載。県の審査会の決定書が「適」としていた。

また知的障害とされた13歳少女は、「第二次性徴は成人並みに発達。痴漢の性欲の対象となる可能性が大」との理由で手術が申請されていた。

社会福祉法人の前理事長が5千万円超横領か 横浜で認可保育所など運営

産経新聞 2018年3月15日

横浜市で認可保育所など6施設を運営する社会福祉法人「ももの会」は、上山福恵子前理事長（69）が保護者から徴収した現金約5860万円を、複数の前理事長名義の口座に入金していたと発表した。法人が設置した第三者委員会は「横領に当たると考えられる」としている。

第三者委の報告書によると、上山前理事長はおむつ代などとして保護者から徴収した現金を簿外処理し、自身の口座に入金。確認できただけで約5860万円に上った。

市は昨年8月、虚偽の補助金申請書類を作成したり、現金約1100万円を理事長室などで不適切に管理したりしたとして、改善を求めた。上山前理事長は昨年11月に理事長を辞め、今月に理事も解任された。

報告書ではこのほか、補助金の過大請求などがあったことを指摘。井島勇治理事長は全役員を刷新する方針を明らかにし、「全力で改善に努める」と話した。

公営住宅 住宅、福祉部局の連携を勧告 総務省

毎日新聞 2018年3月15日



さいたま市の埼玉県営住宅＝2018年2月5日

1割が家賃滞納 死亡後も督促状送付の例も

主に低所得者向けに賃貸される公営住宅について、総務省は家賃滞納者の状況を把握し、自治体の住宅部局と福祉部局と連携して支援を図ることなどを求める改善勧告を国土交通、厚生労働両省にした。また、保証人に関する確な把握や特例措置など必要な情報提供を行うことも求めた。総務省の調査では、家賃滞納が約1割もあったことや、滞納していた入居者が死亡後に10年以上も督促状を出し続けるなど、部局間の情報共有と連携が不足している

実態が明らかになった。

2007年に低所得者や高齢者、障害者などへの賃貸住宅供給の促進を図ることを目的としたいわゆる「住宅セーフティネット法」が施行され、国交省は公営住宅を住宅セーフティネットの中核として位置づけている。

同省によると、全国の公営住宅は15年度末現在で216万9218戸あり、187万9374世帯が入居、入居率は86.6%で、11年度に比べ3.ポイント下がっている。1年以上空き家になっている住宅も15年度は2万1764戸と11年度より3091戸増えた。

国は16年度を初年度とした10年間の住生活基本計画で、自力で住宅確保が難しい人たちが安心して暮らせる環境の実現を図るため、公営住宅などの適切な供給のほか福祉施策との連携の推進などをうたっている。

このことから総務省は行政評価・監視のテーマの一つに公的住宅供給を挙げ、16年12月から入居などでの福祉的支援や施策の状況についての調査を行った。特に今回は、国交省の調査で15年度には入居者の1割を超す20万7000世帯が1カ月以上家賃を滞

納し、うち28%に当たる5万8000世帯が12カ月以上滞納していた。滞納額は504億2000万円にものぼっていたことなどから家賃や入居をめぐる取り組みなど福祉的な側面に力点を置いた。また、14年9月に千葉県銚子市の県営住宅で家賃滞納のために強制退去させられる当日に母親が中学生の長女を殺し、心中を囚った事件があったことも調査を行う大きな要因になったという。

総務省の調査は公営住宅が多い埼玉県や福岡県など16都道府県と名古屋市や山形市、東京都板橋区など53市区の計69の自治体を抽出して行った。

その結果、約1割に当たる7自治体が、家賃納付状況を把握していなかった。納付状況を把握していた62の自治体の中で1カ月以上の滞納していた世帯は11.2%。4自治体は全入居者の中で滞納世帯の割合が30%を超えていた。また、同省は3カ月以上滞納していた世帯のうち680世帯についてサンプリング調査したところ、15.8%はその理由を把握できなかったか不明だった。「入居者との接触ができないため」とした一方で、「滞納者の事情を把握することに考えが及ばなかった」「不定期ながら家賃が納付されていたため積極的に滞納理由を把握していなかった」「滞納が始まった当初の対応記録がなかった」と釈明している自治体もあった。

中には、滞納していた入居者が05年8月に死亡し、役所に死亡届が出されたにもかかわらず、公営住宅の退去届が出なかったとして住宅部局が気づくまで12年7カ月にわたって督促状を送り続けた西日本の自治体や、滞納が続いていた入居者が正式な退去手続きをせず転居したため、新たな住居を確認するまで実態を把握できず、滞納期間は20年10カ月、滞納額は389万6000円になった自治体もあった。

家賃をやむを得ず払えない世帯に対しては旧建設省が89年に減免など負担の軽減を図るようにし、民生部局との連携をとることなどの通知を出し、さらに銚子市の事件を受けて国交省が関係機関との緊密な連携をとることなどを都道府県に要請していた。しかし、総務省が調査した69自治体のうち、住宅部局と福祉部局や自立相談支援機関が連携して支援するよう明文化した仕組みを確立していたのは名古屋市と広島市だけだった。

名古屋市は14年7月に生活困窮者自立支援の一環として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を開設し、住居確保給付金の支給などを行うとともに、福祉部局、税務部局、住宅部局などで構成する「生活困窮者自立支援連絡会議」で生活困窮者についての情報を共有し、サポートセンターへの紹介などの連携ルールを策定した。これに従って住宅部局は生活に困窮した家賃滞納者をサポートセンターに案内し、必要があればセンター職員とともに訪問し支援につなげているという。

広島市では14年から地域福祉課が毎年関係各課に通知を出し、各課が把握した生活困窮者に自立相談支援機関である「暮らしサポートセンター」の紹介などをして困窮度に応じた対処方法を示している。滞納のため広島県営住宅から退去を迫られた入居者について広島県の住宅部局がサポートセンターにつないだことから住宅部局と福祉部門との連携の必要性の認識を共有しているという。

一方、入居保証人についての調査では、69自治体のうち44の自治体が1人、25自治体が2人をつけるよう求めていた。48自治体では保証人を免除する特例を設け、保証料の支払いで債務を立て替えてもらう家賃債務保証会社を保証人にすることも3自治体が認めていた。しかし、15年度には11自治体で保証人を付けられずに65人が入居を辞退していた。辞退者の多くは民間の賃貸住宅への入居が困難な単身で、精神障害があったり高齢の生活保護受給者だったりした。中には精神障害がある妹と同居し、知的障害、身体障害、発達障害がある3人の子供がいる母子世帯が保証人を立てられずに入居に至らなかったケースもあった。また、26の自治体で入居辞退者について実態把握していないこともわかった。

これらのことなどから、総務省は公営住宅が住宅セーフティネットとしての機能が十分に発揮されているとは言い難い状況だと指摘。都道府県などに対し家賃滞納者の状況を的確に把握したうえで必要な措置を講じるよう要請することとともに、保証人確保につい

での実態を的確に把握し保証人免除や法人保証など特例措置についての情報提供などを求める勧告を国交省にした。また住宅部局と福祉部局間の連携促進を図るよう求める勧告を同省と厚労省に出しており、国交省は対応などについて具体的なアクションを示し近く都道府県に通知を出すことにしている。

「回復できる病気だよ」 厚労省が渋谷で依存症啓発イベント



福祉新聞 2018年03月15日 編集部
渋谷でクイズなど交えながらアピールした

厚生労働省は4日、アルコールやギャンブルなどの依存症を正しく理解してもらうため、芸能人を招いた啓発イベント「誤解だらけの依存症」を東京・渋谷ハチ公前で行った。「意志の弱い人になる」「一生治らない」といった認識は誤りで、「誰でもなりうる回復可能な病気だ」とアピールした。

ステージには父親がアルコール依存症だったという女子プロレスラーのダンプ松本さんが登場。自らもパチンコに依存した時期があったと告白し、「話すことを我慢している人は多いと思うが、恥ずかしいと思わないで」と語った。

漫才コンビ「パッくんマッくん」はおか×か答えるクイズを織り込んだ漫才で依存症の実態を紹介。精神科医の松本俊彦さん（国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部長）は、「依存症の人や家族が安心して話せる場所が最も必要だ」と解説した。

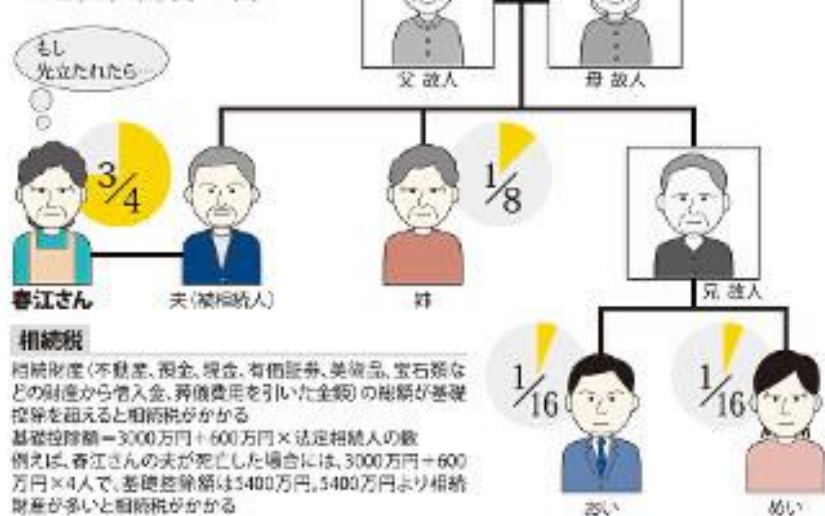
アルコールやギャンブルなどの依存症は、自助グループによる回復支援が各地で広がっている。一方、公的な支援体制はぜい弱で、厚労省は17年度中に全都道府県・指定都市で専門医療機関や相談拠点を設置するよう予算を拡充した。

18年度は障害保健福祉部精神・障害保健課に「依存症対策推進室」を設ける。同課の担当者は「普及啓発はこれまでも行ってきたが、こうしたイベントをするのは初めて」と話している。

どうすれば安全安心
子供いない夫婦、「おひとりさま」の相続
元気なうちに遺言書を 毎日新聞 2018年3月15日

子供のない夫婦や「おひとりさま」が増えている。その場合、子供がいる家よりも相続が複雑になりやすい。死後に異母きょうだいが見つかり、骨肉の争いになることもある。のこされた親族が面

子供のいない夫婦の法定相続割合の例



倒な手続きに奔走したりトラブルに巻き込まれたりしないために、知っておくべきことは？（ライター・福島安紀）

相続人不在は国庫に／友人、団体へ遺贈可能／遺産リストアップを

東京都在住の主婦、春江さん（68）＝仮名＝は、8歳年上の夫に先立たれたらと考えると不安でたまらない。夫は、母親が亡くなった時の遺産相続でもめて兄姉と不仲になった。「その後、義兄は亡くなりましたが、もしも夫が死んだら、財産は自宅とわずかな貯金しかないのに、義姉やおい、めいが遺産相続を要求してくるかもしれません。でも夫は何の準備もしてくれないのです」と訴える。

社説：認知症救済条例／市民の理解が欠かせない 神戸新聞 2018年3月15日

認知症の高齢者らが事故を起こして損害賠償を求められた際、給付金を支給する救済制度を神戸市が創設する。条例化されれば、全国初となる。

現在は同種のトラブルが起きた場合、補償のルールがない状態だ。高齢社会の中、誰もが事故を起こす側、被害を受ける側となり得るだけに、市の決定を前向きに受け止めたい。

きっかけとなったのは、2016年のG7神戸保健大臣会合で採択された「神戸宣言」だ。初めて認知症施策が議題に取り上げられ、認知症高齢者に優しいコミュニティーの研究奨励などが宣言に盛り込まれた。

同じ年、認知症の男性が徘徊（はいかい）中に電車にはねられ死亡した事故で、鉄道会社が振り替え輸送代などを家族に求める訴訟の最高裁判決が出た。一、二審は介護していた家族に支払いを命じたが、最高裁は「介護の実態などを総合的に考慮すべき」と、家族に責任はないと判断した。

だが、状況によっては家族が賠償金を支払う可能性がある。一方家族に責任がないと判断されれば、被害者が亡くなったり、財産を失ったりしても賠償されないことになり、課題となっていた。

このため市は「在宅介護をする家族の負担軽減が必要」と、有識者会議で議論を重ね、市議会に「認知症の人にやさしいまちづくり条例案」を提案した。

給付金の上限は、自動車損害賠償責任保険の3千万円を参考にし、対象となる事故を年間で約400件と想定している。対象者を「認知症と診断された者」とし、医療機関での検診の受診費用も助成する。総額では年3億円が必要と見込む。

財源として、市は市民税の超過課税を充てる方針だ。久元喜造市長が「負担を本人や家族だけでなく社会全体で分かち合う考え方」と説明している。

市は19年度中の運用開始を目指す。納税者の負担は1人年400円程度になるが、市民にお願いするからには、理解を広げることが欠かせない。新たな制度と市民負担の必要性を丁寧に説明してほしい。

認知症の高齢者による事故は、日本全体の問題でもある。国レベルでの対策づくりに向け、政府も早期に動くべきだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行